

議案第 17 号

橋本市立こども園条例の一部を改正する条例について

橋本市立こども園条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めた
いので、議会の議決を求める。

平成 25 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市立こども園条例の一部を改正する条例

橋本市立こども園条例(平成19年橋本市条例第22号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

改正後		改正前	
別表(第3条関係)		別表(第3条関係)	
名称	位置	名称	位置
高野口こども園	略	高野口こども園	略
すみだこども園	略	すみだこども園	略
橋本こども園	略	橋本こども園	略
応其こども園	橋本市高野口町応其232番地の1		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 この条例による改正後の橋本市立こども園条例別表に規定する応其こども園に係る入園手続き及び指定管理者の指定に関する必要な手続きは、この条例の施行の日前においても行うことができる。